

平成28年第1回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成28年3月28日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第4号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について
第5号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
第6号議案 幸田町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
第7号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
第8号議案 幸田町情報公開条例及び幸田町個人情報保護条例の一部改正について
第9号議案 幸田町情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正について
第10号議案 幸田町行政不服審査会条例の制定について
第11号議案 幸田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
第12号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第13号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第14号議案 幸田町行政財産目的外使用料条例の一部改正について
第15号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
第16号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
第17号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について
第18号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
第19号議案 町道路線の認定及び廃止について
第25号議案 平成28年度幸田町一般会計予算
第26号議案 平成28年度幸田町土地取得特別会計予算
第27号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第28号議案 平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第29号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計予算
第30号議案 平成28年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第31号議案 平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第32号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計予算
第33号議案 平成28年度幸田町水道事業会計予算
- 日程第3 閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件
- 日程第4 閉会中の委員会行政視察の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	大竹広行君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	清水宏君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監	志賀幸弘君
企画部次長兼 企画政策課長	林敏幸君	総務部次長兼 税務課長	平松寛昭君
健康福祉部次長 兼福祉課長	山下明美君	環境経済部次長 兼水道課長	伊澤正美君
建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君	教育部次長兼 学校教育課長	羽根淵闘志君
消防次長兼 消防署長	本田稔君	会計管理者兼 出納室長	牧野洋司君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 桐戸博康君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり御熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

平成28年3月15日、16日開催の予算特別委員会、3月17日開催の福祉産業建

設委員会及び3月22日開催の総務教育委員会において要求のありました資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

- 議長（浅井武光君） 本日、説明のため出席を求めた理事者20名であります。
議事日程は、本日、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

- 議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、15番 水野千代子君、1番 足立初雄君の御両名を指名いたします。

日程第2

- 議長（浅井武光君） 日程第2、第4号議案から第19号議案までの16件と、第25号議案から第33号議案までの9件を一括議題といたします。
これより委員長報告を行います。
初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。
6番、志賀恒男君。

〔6番 志賀恒男君 登壇〕

- 6番（志賀恒男君） 皆さん、おはようございます。
総務教育委員会の審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。
総務教育委員会審査結果報告書
平成28年3月28日
議長 浅井武光様
委員長 志賀恒男
平成28年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。
議案番号、議案名、概要、結果の順に報告をします。
第4号 幸田町職員定数条例の一部改正について。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。
第5号 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について。学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。
第6号 幸田町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行及び法令または条例の規定により、出頭または参加をしたものに対する実費弁償の支給に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第7号 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第8号 幸田町情報公開条例及び幸田町個人情報保護条例の一部改正について。行政不服審査法の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第9号 幸田町情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正について。行政不服審査法の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第10号 幸田町行政不服審査会条例の制定について。行政不服審査法の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第11号 幸田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。行政不服審査法等の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第12号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について。行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第13号 幸田町火災予防条例の一部改正について。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第14号 幸田町行政財産目的外使用料条例の一部改正について。町民会館、食堂並びに町民プール、食堂及び売店を一元的に指定管理者に管理させることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔6番 志賀恒男君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、福祉産業建設常任委員長の報告を求めます。

5番、杉浦あきら君。

〔5番 杉浦あきら君 登壇〕

○5番（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告いたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

平成28年3月28日

議長 浅井武光様

委員長 杉浦あきら

平成28年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第15号 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について。学校教育法等の一

部改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第16号 幸田町介護保険税条例の一部改正について。医療、介護関係者間の両方の共有を支援する事業を開始することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第17号 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について。法定外公共用物の占用料の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第18号 幸田町道路占用料条例の一部改正について。道路の占用料の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第19号 町道路線の認定及び廃止について。道路整備等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔5番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

15番、水野千代子君。

〔15番 水野千代子君 登壇〕

○15番（水野千代子君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

予算特別委員会審査結果報告書

平成28年3月28日

議長 浅井武光様

委員長 水野千代子

平成28年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第25号 平成28年度幸田町一般会計予算。総予算額142億6,000万円、第2条地方債、第3条一時借入金、最高額10億円、第4条、歳出予算の流用、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第26号 平成28年度幸田町土地取得特別会計予算。総予算額2,280万1,000円、土地取得費、全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第27号 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計予算。総予算額37億9,368万8,000円、国民健康保険運営費、第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第28号 平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算。総予算額3億6,357万3,000円、後期高齢者医療運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第29号 平成28年度幸田町介護保険特別会計予算。総予算額18億3,548万3,000円、介護保険運営費、第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可

決すべきものと決した。

第30号 平成28年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算。総予算額5億703万2,000円、幸田駅前土地区画整理事業運営費、第2条、地方債。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第31号 平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算。総予算額3億7,638万3,000円、農業集落排水事業運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第32号 平成28年度幸田町下水道事業特別会計予算。総予算額7億4,746万7,000円、下水道事業運営費、第2条、地方債。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第33号 平成28年度幸田町水道事業会計予算、第1条、総則、第2条、業務の予定量。(1)給水戸数1万4,774戸、(2)年間総給水量470万6,000立米、(3)1日平均給水量、1日当たり1万2,893立米、(4)主な建設改良事業、排水施設建設費3億1,349万1,000円、排水施設整備改良費2億8,432万8,000円、第3条、収益的収入及び支出、収入7億9,979万2,000円、支出7億3,399万2,000円、第4条、資本的収入及び支出、収入2億2,015万7,000円、支出6億2,108万円、第5条、一時借入金限度額1億円、第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費8,755万6,000円、第8条、他会計からの補助金1,000円、第9条、棚卸資産購入限度額、921万8,000円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

[15番 水野千代子君 降壇]

○議長(浅井武光君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅井武光君) 以上で、総務教育委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) 議案番号19、町道の認定及び廃止についてでございます。認定する道路及び廃止する道路も1本の中で区切りをつけるということですが、路線の関係からいきますと、C-52、遊塚3号線、これは認定する道路と廃止する道路が共通化をする道路でございます。現地の状況を見ますと、これは過日特別委員会等で現場も見ているわけですが、この廃止についてはそれぞれの開発の許可とかあるいは開発の申請というものがあってしかるべきであります、そうした点での御審議やら御指摘がございましたかどうか、まずその点から答弁をいただきたい。

○議長(浅井武光君) 5番、杉浦君。

- 5番（杉浦あきら君） 現段階ではまだ開発の許可がおりていないということでございますので、その辺の話は出ております。
- 議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 現段階ではということで開発の許可は出ておりませんよということですが、開発の申請は出ているのですか。
- 議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。
- 5番（杉浦あきら君） はい、それは出ていると聞いております。
- 議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） この議案は、認定する道路も廃止する道路も1本の中で先ほど申し上げたように、廃止する区間と認定する区間という形で分けがしてあるわけですが、そうしたときに今あなたが言われるように現段階で開発許可は出てないよということですよ。開発が出ていないときに、じゃあ、議会としてどうなのかという点でいろいろ問題があるということですが、現地の状況というのはどういうふうに。委員会で見にかれたかどうかは知りません。しかし、当局の説明も含めて現地の状況はどうなっているのか委員会で審議がなされたかどうか。
- 議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。
- 5番（杉浦あきら君） 今回の委員会ではそのような質問は出ておりませんでした。
- 議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 今回のという限定つきの答弁ですが、それでは今回じゃなくて前回あるいはこれ以前にそういう機会があったというふうに理解をするわけですよ。今回はということは、もう既に事前の説明があって現地も見たというようなことも含めて、あなたの答弁があったというふうに私は受けとめる。そういう理解でよろしいですか。
- 議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。
- 5番（杉浦あきら君） 以前、管内視察で現地は視察しております。そのときの状況は委員の方皆さんで確認をしております。
- 以上です。
- 議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 所管という形で現地を見られたということですが、今回、それ以降どのくらいの経過がたっているかは知りません。現状を見たときに、認定をされるあるいはここから先は廃止をされるなということが現場を見ると一目瞭然ですよ。それは既にくい打ってるわけだ。何でそんなことができるのか。議会の議決がないのに担当部署が勝手に許可を出した。あるいは、勝手に打ってる。次、後でまた質問もしますが、それ以外のところでも担当部署の先走り、先走りというよりも議会を無視をする。議会の議決は一切無視してどんどんどんどんやりたい放題やっていくという関係からいくと、先ほど申し上げた認定すべき道路の関係、廃止されるべき、いわゆるC-52、こういうのが実態としてあるわけですが、そうしたときに前回は担当の委員会として見ましたよ。今回現地は見ておりませんよ。しかし、現地の状況というものについての委員会として見なくても、あるいは委員会の中でそういう指摘があったかどうか。その点について答弁をお願いします。

- 議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。
- 5番（杉浦あきら君） そういう指摘はございませんでした。
- 議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 指摘がなかったということは受けとめ方の問題があるかどうかとは思いますが、先ほど申し上げたように現地はくいが十数本打ってある。何でそんなことができるの。議会の議決がないのに担当部署がぼんぼんぼんぼんする。それを町長が黙認をして、これは企業の進出が予定される場所だから早いところ廃止させちゃえよと。例えばこれできょう議会の議決という形で担当の委員会は全員一致で賛成をされる。賛成されたときには追っつけこの路線の関係は廃止がされる。廃止された道路で車が行き来をすると、道路でないところで事故が起きたときに誰がどう責任をとるのか。保険給付の対象になるのか。そういう問題についても、いろいろ問題が出てくるわけですよ。現地の状況は前回は見たけれども今回は見てないけれども、廃止をされるよ。じゃあ、開発の許可も申請もされておりませんよと。じゃあ、委員会はどのような審議をするの。町長提案の議案は全てオールオアナッシングという形で全部通していっちゃう。指摘もしない。委員会が終了後に現地を一回見てみるかという選択肢もない。こういうことですよ。そういう理解でよろしいですか。
- 議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。
- 5番（杉浦あきら君） 特に今回はそこまで議論になりませんでしたので、そういう話はお出ておりません。
- 議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 12月の議会もそうで、そこまで、ここまでというのはあなたの感覚ですよ。私は委員会の委員長として、この問題についてどうなのかと。委員会であったのかどうか。そこまでか、ここまでか、行き過ぎかどうかなんていうことはあなたの感覚で物を言ってもらっては困る。これは委員長報告の原点だということだけ申し上げて、次に移ります。
- 次に、廃止する路線の路線番号はBS-22、深溝北山屋敷2号線であります。この関係は既に本会議や予算特別委員会でもいろいろな指摘がされた。指摘がされた中で現在の状況について当局はどういうふうに説明したのか。まず、その点から。
- 議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。
- 5番（杉浦あきら君） 深溝北山のBS-22の件でございますけれども、その土地は地権者の方が自宅を直すということで、今まで無償で使わせていた道路を返してもらいたいということで話ができたと聞いております。
- 議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） これは無償で使われとったよ、使われとったかどうかはともかくとして、町道で認定した道路なんですよ。町道で認定した道路が地主からただで貸してやって町が勝手に認定した道路だけれども、これは俺のところの住宅関係でこれを廃止して使わせてくれと、こういう話ですよ。そうしたときに、担当部署が、ああ、いいよと言って許可を出しちゃったわけだ。もう昨年秋口だ。なぜそんなことがまかり通るのか。大須賀町政に当たっては議会の議決は全く無視だ。議会の議決がなければ、こ

んなことは違法行為です。議会がこの廃止を認めなければ原形復帰だ。原形復帰をさせないとあかん。そんなことを1ミリも考えてないという中で、担当部署がよっしゃ、よっしゃと言って判こを押して、もう昨年の秋口から工事が始まっております。この周辺については私は1カ月に1回はここの近くをちょっと回って、ああ、変化があったなど。あそこが町道になっているかどうかという点は、今回の議会の提案の内容で初めて知りました。しかし、現地はもう既に立派で頑丈な擁壁がつくられて、埋め立て造成も済んでるという点からいくと私は、そういう点でいけばこれも疑義があるという点でいけば、本会議やあるいは予算特別委員会で指摘があった。指摘があったときに担当委員会として審議が終わった後に現地へ行くべきだろうなというふうに思うわけですが、そうした点で当局は無償で借りていて、地主から返してくれよと行って返しましたよと、それでよっしゃ、よっしゃということなのか。そういう経過を踏まえて、じゃあ現地はどうなっているんだという指摘なり、委員会からの問題提起なりがあったかどうか。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） BS-22の道路でございますけれども、当局からも詳しい説明がございました。特に、これは58年の3月25日に認定されたということでございませうけれども、この時点で認定された経過というのは現在ではわからないということでございませうけれども。ただ、その時点でなぜ認定されたのかということでございませうけれども、それはその当時の議会にも責任があるのではないかという意見も出ておりました。以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お鉢を議会のほうに振り向けてね、じゃあ、認定の関係は議会が単独で議員提出ができるわけですか。あなたが言うのはどういう形で58年の3月25日に認定されたというのは、58年の3月議会で認定された。その3月議会に議員提出議案としてこの町道を認定してくれという議案が出されたのかと。そんなことがあるわけじゃない。それを何で議会も責任があるよと。それは当局も、当時も現在もそうですが、当局が出したものは何でもオール与党が賛成してちょんちょんちょんとやっていっちゃう。問題があろうとなかろうとそんな意識は全くない。当局に全部賛成することが与党の務めという感覚でおられる。その延長線が今回の関係で議会も責任があるんだと。それは、まあ、一定ある。そういう責任論もあったということなのですが、じゃあ、現状の問題はどうなのかと。現状の認識についてどういう議論がなされた。先ほど申し上げたとおり、この議案が出てくる段階では頑丈な擁壁がつくられる。その上は埋め立て造成が完了してると。こういう状況についても、当局が全部認可しているわけですよ。そういうことからいったら、結果も見て、じゃあ議会議決は何なのかと。議会の議決がなければ、予算の執行も事業の執行もできない。ましてや認定されている道路をどういう経過があろうと現に認定されている。認定されているものについて勝手にどんどんどんどん担当部署が許可をする。許可されたからには地主のほうは行政がやってきた。行政がやってきたということは、町長の決裁があったということ。決裁文書に町長印があるかないかは別にして、町が許可をしたんだという点でいけば町長に全部責任がいくのは当たり前です。その町長自身が議会議決は尊重しないと、事務レベルで事業が

どんどんどんどん進んでいけばいいんだと、議会の議決なんてうっとうしいだけだという感覚でこういう感覚が担当部署にもしみついているということなんだ。そういう指摘の関係はいかがなものか。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 先ほども申しましたけれども、今回の件は地権者の宅地が申請にわかったということで、それまで個人の土地が道路として認定されていることはわからなかったということでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは当局の説明でしょ。議会のほうからそんな親切丁寧に当局に溺れかけているところに浮き輪を投げてこれにつかまれよと、担当部長が溺れ死んだらいけないからと、こういう配慮で今言われたような内容が委員会から言われたんですか。私は委員会でどういう議論をしたのかということをお尋ねしてる。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦あきら君。

○5番（杉浦あきら君） 委員会のほうからは、やはり今後の対応をどのようにしていくかということでございます。特に無償で道路を提供していただいていた地権者に迷惑がかからないように、なおかつ近隣住民の利用していた人に迷惑がかからないような形で対応してもらいたいという意見が出ておりました。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、幸田町の道路行政というのはひっちゃかめっちゃかですよ。官民境界の関係が定かでないのがまだ数千件残っているということは、そういう道路行政の歴史が物語る幸田町の解決すべき課題として山積してる。今あなたが言われている内容は、無償で提供されたから地主に迷惑をかけたらいけないよと、大変思いやりのある。それはそれでいいでしょう。しかし、議会の議決を経て認定されている道路なんです。認定する経過は行政側の勝手な判断でどんどんどんどん進んでいったと。しかし、議会の議決を得て認定されている道路がどういう経過を踏まえようとも、議会の議決を経ずに担当部署が許可を出した。許可を出したからこそ擁壁がつくられて、埋め立て造成が完了したと。こういう事実についてはどうなのかということなんです。委員会ではそういう点で物を言ったのかということなんだ。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 先ほどから申しておりますように、民地を道路申請したということでございますので、民地はやはり地権者に返すということの話が中心でございました。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは当局の言い分でしょ。当局の言い分をあなたが何でかわって説明しないとあかんの。私のほうからは、当局はどういう説明をしたのかといえば知らないですよ。あなたが何でそういう立場から、いや、当局が民地で道路認定をしてるのはいけないからという当局の勝手な解釈で、その前提たる議会の議決を経て、認定され

た道路であるという大前提があるんです。そういうものに対して議会の委員会はどうか対処したかということなんだ。あなたが一生懸命当局をかばい立てる。そういう立場もわからないでもない。しかし、自分が寄ってたつ立場はきちんと踏まえていただきたい。当局に一生懸命浮き輪を投げているという認識も自覚もないものだからね。先ほど指摘した内容も全くないから当局がわっという形で、民地を道路にしてるのはいけないから返してやったんだよと、これは当局の説明でしょ。違いますか。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） やはり、委員会側の意見としては、地権者の意向をくんで、地権者の思うようにやってもらうという方向でいくという話がいろいろ出ておりました。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 地権者の意向もあるよと。しかし、その地権者の意向をあなた方自身がどうつかむのかといたら、つかんでないですよ。それは行政側が自分たちが勝手に議会議決をどんどんどんどんやって、議会の議決は後からついてくればいいんだというだけの話を、どうやってつじつまを合わせてアリバイをつくるかという点で知恵を働かせただけのこと、そうでしょ。議会の議決がないのに認定されている道路が廃止されたというような現状の中で、廃止されるであろうという現状の中で頑丈な擁壁が作られる。埋め立ても完了すると。こういう議会の議決を無視をした行為について、じゃあ、どうなんだということを知っている。委員会として議会の議決があったからこそ認定道路になる。そして、議会の議決があって廃止される。廃止された後にこの民地たる道路をどう活用するかは、それは地主の問題である。そこら辺の交通整理はされてしかるべきですよ。委員長たるものね。そういう議論も踏まえた中で、じゃあ、どうするのかという問題提起も委員長権限の中で議事運営の中でできるはずなんだ。そこら辺は当局の言い分をそのまま伝えただけだと、メッセンジャーだ、使い走りをしたと。それだったら議会の委員長たるに責任はないわけだ。責務もない。この問題で先ほど申し上げた松ノ木の野場の関係も今回の深溝の北山屋敷の関係も一緒なのですが、問題の根本はどこにあるの。それはいつのころからか私もちょっと記憶がないわけですが、道路の認定廃止は毎年3月議会で一緒くたにやる。こういうものが1年行政側のルール化みたいな形でルール化しちゃっているという点が、一つは根本的にはこれを改めるべきだろうと。一つはね。3月議会に一括して道路認定廃止をするという、それでよしとする問題。もう一つは、そういう間にも議会の議決は無視してはばからずと、これは大須賀町長の最も得意とすること。そういう2つの問題がある。そういう点で委員会ではどう整理されたのか。つまり、3月議会一括処理という問題と議会の議決を無視して、議会の議決がなければ一切できない、事業執行も予算執行もできないけれども勝手にどんどんやってきてる。そういう点での指摘はあったかどうか。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） その辺のところは委員全員の方でいろいろな意見が出ておりました。特に3月一括して上程するという件も、やはり議会の委員会ないしは協議会、そういうところで報告なりしていけばその都度できるのではないかという話も出ておりました。

た。それと、もう一つは、開発行為に絡むことはいろいろ頻繁に行われているので、その都度行ったほうが用意がなかなか難しいところもあるというような意見も出ておりました。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一つの対応の仕方としてはそういう問題があるけど、ただ、聞き捨てならないというのか、ああそうかいといって聞き流すわけにはいかない。議会の議決を得た路線が認定なり廃止をされる、3月一括はいけないよと、それはお説のとおりだ。ただ、そうしたときに定例会以外の協議会で報告すればいいじゃないかと、こういう意見があったということですね、確認します。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） はい、そういう意見も出ておりました。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 協議会さまざまあってしかるべき、私はそう思う。ただ、そうしたときに協議会の協議事項で認定廃止の案件が報告事項で出された。そうしますと、当局はそれはありがとさんですよ。協議会で担当委員会の了解をいただきましたと。蛇によって認定しましょう、廃止しましょう。議会の議決を無視することなんだよ。議会の議決が何を言っても最優先される事案が法的根拠のない協議会で報告したから、意見もあったかもしれないけれども報告したから私どもはどんどん進めますよというのは、当局にアリバイづくりをさせることなんです。議会のほうからすれば議会にかけられた責務を放棄してる。いいようによってくれと、話だけあったな、よっしゃ、よっしゃと。それなら議会なんて要らないじゃない。議会の議決は何で必要なの。そうでしょ。そういう点では委員会のほうでどういう議論をされたのか。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） 私が今申し上げたのは、協議会でそれで済みではなくて、その都度協議会で報告して、なおかつ最終的な議会の議決はそのときの議会で行うか、または3月にまとめて行うかということでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう点からいきますと、そうしたときに福祉産業建設委員会の委員は言ってみればそうそうたるメンバーもそろってお見えになるわけですよ。あなたも報告書を読み上げた。読み上げた中で一番右端に書いてありますよね、付記というのが。最近付記というものの活用が全然ないわけだ。こういう付記について議論があったかといえばなかつただろうと、書いてないわけなんでね。そういう視点からいけば、結果は全員一致をもって原案を可決すべきものと決したと。それはそれで結論でいいでしょう。だが、しかし、この議案に関して3月に一括提出をするやり方は改めなさいよ、こういう委員会で指摘があったとしても採決の結果は全員一致ですよ。全員一致であれば、そういう指摘や問題の提起は残らない。残らないときだけでも、これは重要な案件だし当局が襟を正して議会ときちんと向き合って、議会の議決は最優先で行わ

れるべく、最優先だよということをきちんと認識をさせる。そういう点からいけば、委員会の中で意見が出たら委員長がそれをまとめて、付記の中に書いていくと。これは十数年前だっていうふうに記録が、これは頻繁に使われて結構やられて。そのことによって行政がその姿勢を改めさせる。議会側からの権能を使って当局にその姿勢を正すいい機会なんです。ですから、付記については先ほど申し上げたとおり、委員会の中にはそうそうたるメンバーもお見えですけれども、そういう指摘はなかったかといえなかったということになるんでしょうね。

○議長（浅井武光君） 5番、杉浦君。

○5番（杉浦あきら君） そのような意見は出ておりませんでした。

○議長（浅井武光君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、産業福祉建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。次に、予算特別委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、予算特別委員長報告に対する質疑を打ち切ります。これをもって質疑を終結いたします。

ここで途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時59分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、上程議案25件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） それでは、反対の立場から討論をしてみたいです。

第7号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。この議案に反対する理由は、人事評価制度が盛り込まれているからであります。今回の条例制定のもととなった法律は地方公務員についてこれまでの勤務評定の廃止をして、能力評価と業績評価の2本立てとする人事評価制度の導入を図るというものであります。人事評価は任命権者が任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用するとしております。今回条例化することで、これまで以上に職員の自主性や自立性を上から押さえ込み、職員にノルマを課すことにつながるものが懸念されます。能力主義、成果主義による人事管理は、過度な競争で職場の人間関係を壊し、住民本位の仕事やサービスの低下につながりかねないものになりかねません。憲法に基づく全体の奉仕者として中立、公平性など公務員としての専門性の保障、組織的に職務を遂行する体制を確立すべきと求め、反対討論といたします。

次に、第25号議案 平成28年度幸田町一般会計予算に反対の立場から討論をいた

します。

幸田町の予算編成を行う上で、国の政治は大きくかかわっています。安倍政権はアベノミクスによる経済政策のもとで円安や株高にすれば企業のもうけがふえ、雇用や賃金も回復し、消費が拡大すると宣伝してきました。しかし、一昨年4月には消費税5%を8%にと増税し、社会保障の改悪、非正規職員雇用拡大によって消費支出の落ち込みなど、一層内需を冷え込ませる悪循環となって家計を直撃しております。大企業の内部留保は300兆円を突破し、大企業のもうけはふえても賃金や雇用は改善をせず、GDPはマイナス成長であります。安倍政権が来年4月から予定している消費税の8%から10%への引き上げを延期するという見方が広がり、安倍政権が増税の延期を口にせざるを得なくなっているのは、経済政策アベノミクスでも経済が立ち直らず、このまま増税すれば国民の暮らしも経済も破綻することが明らかになっているからであります。増税をきっぱり中止すべきであります。

さらに、立憲主義と平和主義を否定する戦争法は、国民の半数以上が反対する中強行をされ、国民の願いに応えない政治が続いております。国の政治がひどいときだけに、町政が町民の暮らしと福祉を守るという自治体本来の役割を果たそうとしているのか、その姿勢が問われております。国の悪政は地方自治体にも及ぶものであります。

法人町民税の一部国税化で9.7%の影響を受け、大幅減収をもたらした、2016年度の税制改革大綱はさらに6%へと引き下げることで、消費税交付金との差し引きでも幸田町は4億600万円減収するという試算にショックが広がりました。自主財源の確保として法人町民税を制限税率まで引き上げ8.4%へとすることを求め、その財源を住民福祉に当てるべきと提案するものであります。

平成28年1月から始まったマイナンバー制度をめぐりトラブルが相次ぎ、仕組みの矛盾が浮き彫りになっております。個人番号カードの交付システムでトラブルが続く、住民や自治体職員に大変な手間と不便を敷いております。加えて、紛失や盗難のリスクを高め、個人情報に危険をさらし、国民への国家管理と監視強化につながるマイナンバー制度は凍結中止し、廃止へとつなげるべきであります。

来年度予算案では、子育て支援、教育予算の拡充で児童館建設準備、児童クラブの拡充、6年生までの受け入れ、ロタウイルス予防接種、老人福祉センターにエレベーター設置など、前進であると評価するものであります。しかし、住民合意が諮られていない企業誘致を強引に押し進めるべきではありません。企業が進出しやすい条件整備は逆に自然や環境を破壊することにもなりかねないものであり、バランスのとれたまちづくりとなるよう求めるものであります。

保育園を落ちたという状況をつくらないためにも、保育園の拡充や児童クラブの増設拡充を実現することは、働く環境の整備として重要であります。認定こども園が整備されますが民間の保育は初めてであり、保育格差を生じないように求めます。認定こども園の進出で、幸田保育園の大規模改修5,000万円程度が見送られたことは大問題ではありませんか。補正対応で予算に盛り込み、実施するべきと求めるものであります。

子ども・子育て支援新制度のもと、幸田町の保育料は西三河で一番高い保育料となっていることが明らかになりました。保育料の見直しを求めます。

名鉄バス路線廃止による住民の足の確保では、コミュニティバスの増便、拡充を求める声は根強く、個々の対応には高齢者への福祉タクシーの実現を求めます。

高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担が説明にもなく、27年度は1,000円から1,500円に引き上げられました。1,000円に戻すべきであります。

貧困と格差が一層拡大している中で、生まれ育った環境で子どもの将来を左右させてはならないと、国では子どもの貧困対策法が全会一致で成立をしております。子どもの貧困率は16.3%で、約6人に1人が貧困と言われる中、子どもの貧困対策を進めるのは政治の責任であります。町としてひとり親家庭への支援、私立高校等授業料補助、奨学金支給などの拡充をすべきではありませんか。就学援助を受ける児童・生徒がふえております。予算案には小学校190人、中学校123人、合わせて313人が盛り込まれております。とりわけ新入学準備は多額の費用がかかるため3月支給の実施を求めます。

政府は3月22日閣議決定で、戦争法を3月29日に施行することを定める政令を決定をしました。町政とも無関係ではなく、戦争法の発動は許されないものと抗議するものであります。日本を戦争の危険にさらす戦争法は廃止すべきであります。平和であってこそ安心して生活できます。幸田町として非核平和宣言を求めるものであります。

2014年国民生活基礎調査では、生活が苦しいとした世帯は62.4%で過去最多となりました。アベノミクスと消費税増税、社会保障改悪によって格差はさらに拡大しています。国の悪政の防波堤となり、町民の暮らし、福祉の増進を一層推し進め、幸田町で安心して働き、住み続けられる町政を求めて反対討論といたします。

第27号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてであります。国民健康保険の保険税が高いと悲鳴が上がっております。国保の加入者は農業、自営業者のほかに退職者、年金生活者、また非正規労働者にも広がっており、ほかの協会、健保など公的医療保険に比べて脆弱であり、構造的問題を抱えております。結果、高過ぎる保険税や財政悪化につながっております。4,850世帯、8,900人が加入する国民健康保険は、一般会計から国保会計への繰り入れを行い保険税を抑制していますが、毎年のように引き上げが行われるため、その限度額はもう払えないものにもなっております。このことから悲鳴が上がるのがわかります。国は低所得者対策の強化を目的に1,700億円の国費を毎年各自治体に配分します。幸田町の保険者支援分は5,200万円であり、この財源は保険税引き上げに使うべきと指摘するものであります。2015年5月27日に医療保険制度等の見直し関連法が成立し、2018年度から国民健康保険制度の都道府県化に向けた具体化が進められております。1958年に国民皆保険制度として現在の市町村運営である国保制度が誕生して60年、その運営主体が大きく変わることになり、町担当者は国保税の引き上げはさけられないと見込むなど、国保の広域化は構造的問題は解決しないと指摘できるものであります。国保の高過ぎる保険税は住民が必要な医療を受ける大きな障害であり、国保税の引き下げは喫緊の課題であり、そのためには国保負担の抜本的な引き上げを求めるものであります。

第28号議案 平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度は2008年に実施が強行され、75歳以上の高齢者をそれまで加

入っていた保険制度から切り離し、姥捨て山と言われるように年齢で区別する制度に対して反対するものであります。老人保健制度に戻すよう求めるものであります。2年ごとに保険料の見直し、引き上げが行われます。2015年度は1人平均年額1,891円、2.3%の引き上げが2月9日の愛知県後期高齢者医療広域連合の定例議会で賛成多数で可決をいたしました。今予算では所得割率9.54%、均等割額4万6,984円となります。1人当たりの年額平均保険料は8万4,035円となり、2008年度制度発足当初と比較をすると、当初が7万2,118円であり、8万4,035円ですから差し引き1万1,917円も負担増となりました。高齢者がふえれば保険料が上がり続ける制度であります。保険料の滞納も広がっており、滞納したため有効期間が短くなる短期保険証の県内発行件数は、昨年12月末現在938件、2014年度に行われた差押件数は117人で、前年度より29人ふえている現状があります。幸田町の3,744人が加入するこの医療保険の滞納は22人、89万9,900円でしたが、現在は79万1,300円の支払い済みとなっていますが、高齢者に負担増を押しつけるものと指摘でき、反対するものであります。

第29号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計予算についてであります。医療・介護総合確保促進法による大改革により、要支援者の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、市町村が主体である地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業へ平成29年度までに移行させる。特養入居者を原則要介護3以上に限定をする。介護施設の部屋代や食事代を国が補助する補足給付の縮小、所得160万以上の人を対象に制度始まって以来の利用料を2割に引き上げるなど、利用者や家族への負担増が強行され、深刻な影響を与えております。さらに65歳から74歳までの前期高齢者に対し、利用料を所得にかかわらず2割にする。また、要介護1・2の人も保険給付から外して、訪問介護の生活援助を原則自己負担か地域支援事業に移すという方向が示されております。安倍内閣は1億総活躍社会の緊急対策で、介護離職ゼロに向け介護施設など50万人分ふやすとしています。介護施設は既に慢性的な職員不足となっております。不足理由の72%は採用が困難と回答があり、その原因の61%が賃金が低くなっており、介護職員の給与は全労働者平均より月10万円も低いことによるものであります。一方、事業所は昨年4月から基本報酬が大幅に削減をされ、かつてない経営危機に陥り、賃上げできない事業所も生まれております。介護報酬引き上げとともに、国庫負担で全ての職員の処遇改善を実施すべきであります。

2000年に介護保険制度が始まって第6期の2年目となっております。介護保険料は上がり続け、いや応なしの年金からの天引きで高齢者の生活を圧迫する重大な要因となっております。減免制度の拡充を図るべきであります。老後の安心安全を願う高齢者の必要な介護サービスの提供、確保をすべきと求め、保険あって介護なしではなく、安心して介護が受けられる体制づくりを求めて討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

2番、伊與田君。

〔2番 伊與田伸吾君 登壇〕

○2番（伊與田伸吾君） 議長のお許しを得ましたので、第25号議案 平成28年度幸田町一般会計予算について、賛成の立場から討論に参加させていただきたいと思います。

平成28年度の予算は子育て・教育対策が重要な課題となっている中、142億6,000万円の過去2番目の大型予算となされました。新規事業については、社会基盤と子育て環境の整備として相見地区を初めとする地区内の児童数増による幸田小学校の校舎増築事業に5億9,400万円、認定こども園施設整備事業支援に3億1,200万円、児童館建設準備に4,398万円など、45事業14億円が計上されております。

幸田小学校の地区内児童数増加によります校舎増築や待機児童対策としての認定こども園支援事業につきましては、必要不可欠な事業であると考えます。また、北部中学校の整備計画につきましても、また新規の児童館建設準備につきましても必要なものと考えております。

経済変動、法人町民税の一部国税化によりまして歳入が懸念される中、住民要望の高い老人福祉センターの改修、防犯・環境面では空き家対策などの新規事業への取り組みも評価できると思います。

新規事業に多額の費用が投入されることで、既存事業の切り捨てや後退が心配されましたが、子ども医療費無料化扶助や安全ステーション、コミュニティバス運営などの本町の個性的な事業の継続並びにハピネス・ヒル・幸田の指定管理に係る配慮などは、住民要望に応えるものと評価いたします。また、健康医療福祉事業に後退事業は見られません。継続・維持が図られたものというふうに考えます。

産業育成政策としてのものづくり研究センター及びプラズマ利用の地方創生事業への取り組みにつきましては、夢や期待を持たせる事業でありまして、本町特有の事業として評価できるものであり、その成果を期待するところであります。

隣接する岡崎市や蒲郡市との消防、ごみ処理、医療、斎場運営などの広域連合は、行財政運営面からも今後さらに必要性が高まっていくものと考えます。行政レベルの向上、公平の面からもよりよき近隣市と関係構築を望むものであります。

財政運営では、平成27年度に計上されました減収補てん債16億円を確保し、当初予算におきます財源を確保され、歳入では新たに地方債2億9,000万円計上であります。歳出では、公債の元利償還が8億8,700万円程度となりましたことにつきましては、平成29年度以降を見据えた予算編成であると判断されます。組まれた予算につきましては、財政の健全性の確保と持続可能なまちづくりの策として妥当な方策と考えます。今後の予算執行に当たりましては、職員と一丸となった体制の中で住民サービスの取り組みがなされますことを期待しまして、賛成討論とさせていただきます。

〔2番 伊與田伸吾君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております案件について順次討論をしておりますが、予算特別委員会でもお断りを申し上げましたように、少々時間を要しますのでよろしくお断りを申し上げます。

議案番号19 町道路線の認定及び廃止についてであります。まず、第一に指摘をし追求をすることは、大須賀町長がいかに議会議決を無視し続けてやりたい放題、無手勝手流の行政姿勢を推し進めているかを如実に示す事例がこの議案にあります。議会議決がなければ予算執行も事務事業も執行できない、執行してはならないことは地方自治法を説く以前の問題であります。

まず1件目は、廃止する路線、路線番号C-52、松ノ木遊塚1号線と認定する路線、路線番号C-52、遊塚3号線であります。この廃止と認定は一体の路線であります。現地の状況は、廃止予定路線の用地境界は官民境界とおぼしきところにくいが多打たれておりますが、議会議決前の状況でありながら、なぜにくいが多打たれているのか。開発申請も開発許可も出されていないのに、既に予定地らしきところに、境界とおぼしきところに境界にくいが多打たれていることは、行政の担当部署の理解があったからなされる技であります。議会議決も得ずに、さらに確たる開発申請も提出をされていず、さらに開発許可もない中でにくいが多打たれていることは、行政は何と説明をするのか。議会議決は後追いでよしとする感覚と認識がなければ、こんな無法行為をまかり通らせることができないのに平然と強行をされている。まさに無法行政の推進が大須賀町長の了解のもとで担当部署が強行したものであります。

2件目は、廃止する路線の路線番号BS-22、深溝北山屋敷2号線、これは昨年の秋口には埋め立て造成工事が始まり、既に立派で頑丈な擁壁が完成をし造成工事が完了をしているのが現地の状況であります。まさに議会議決前の違法な事前執行の姿を見てとることができるものであります。このような違法行為、議会議決前の事業執行が平然とまかり通ることができるのは、担当部署の決済が執行調書があるからであります。なぜ議会議決を無視をし、当局が勝手に決済書類を作成をし、議会議決前執行ができたのか。それは今日の議会が町長について回り、何事にもよらず追随をし、議会の責任と義務を放棄してのごときの実態があるからだと指摘できるものであります。自治法を無視をし、議会議決を得ずに、議決前執行がいとやすく何のためらいもなく疑問も持たずに平然と日常的で、ごく一般的な事務処理として処理されている原因がここにあります。それは町道の認定、廃止は毎年1回、3月議会に一括で議会に提出すればよしとする当局の事務処理の考え方、取り組みがあるからであります。なぜ一括で3月議会なのか。そこには議会議決無視してはばからずがあります。この考えを改めない限り、今後も違法行為で議会議決前執行がまかり通らせる、こういうことになるものであります。年1回、3月議会に一括で提出をするあしき慣行は即刻改めるべきであります。町道認定、廃止は必要の都度議会の議決を得る。議会議決を得ないで認定、廃止は違法行為であり、議会無視の議決前執行であることを肝に銘じて改めるべきであります。

今回の事案で、議会としての取り組みで提起できることは、問題の所在が明らかで、当局に議会議決を最優先させること、問題の所在は明らかであり、改めることの一つとして委員長報告書の右端にあります付記の活用であります。付記とは、賛否が分かれた議案は討論で問題の所在が明らかにされてまいります。しかし、全員賛成の場合、議案質疑で交わされた意見や提起についても、採決されれば全員賛成であります。意見や質疑、問題提起を当局がどのように受けとめるかは当局は聞きおき、胸先三寸であります。

それでいいのか、こういうことであります。当局の議会に対する姿勢は、議会や委員会での審議経過で指摘されたことは一過性の問題としての捉え方で、今後の事務事業に生かす姿勢は極めて乏しく、我こそは全知全能なりとする認識と感覚にどっぷり漬かっている町長に対し全員賛成ではある、だが、しかし、全てにおいて賛成ではない。委員会の審議の経過で出された意見などはしっかり受けとめて、今後の行財政運営にしっかりと反映させる。そのために委員会で意見を取りまとめた内容を付記に記載をする。この付記を大いに活用し、町の予算や事務事業の執行の大前提は議会議決である。町民生活と町民と目線を合わせた取り組みであることを、町の政治の中心にしっかりと位置づけることを、議会から、委員会から提起するための有効な取り組みが付記であり、今後活用すべきであると提起をするものであります。

次に、議案番号25 平成28年度幸田町一般会計予算であります。予算の大要と施政方針がある。「更なる子育て環境の充実したなめらかな町を目指す」であります。その内容はまさに活字がひとり歩きするものであることを、まずもって指摘するものであります。

まず、歳入で指摘することは、個人町民税では現年分と滞納繰越分を含む納税環境を税法の規定を生かして、初めに差し押さえ処分ありきの対応ではなくて、納税相談の機会では分納ありきではなくて徴収猶予を選択をし、生かしていく道の選択を納税者の理解のもとで納税者の申告によって延滞利息が0円になったり、2分の1に軽減される道があることを説明をし、納税を促していくことであります。ましてや、まず差し押さえありきの対応はすべきではございません。法人町民税にあつては、安倍自民公明政治は、法人住民税の税率を引き下げ、重要な地方財源を召し上げを強行する悪政、断じて認められるものではありません。同時に、税法で認められる財源確保を実施されるべきであります。適法的に実施ができる適正課税を実施をすれば、新たに2億円余りの財源が生まれることは議会答弁で明らかであります。既に全国の都市の80%を超す自治体が適正課税を適用をし、財源確保を実施をいたしております。企業誘致を進めるだとか、地方交付税の不交付団体として実施をためらう答弁であります。その一方で国による財源の召し上げは不当なものだと主張をされることは、みずからの持てる権限を留保しての主張は、自己責任の放棄にもつながるものではありませんか。その一方で、税法上矛盾が多い都市計画税を課税をすることは、論旨の一貫性にかけるものであります。計画的に廃止を進めるべきであります。

さらなる子育て支援、環境の充実した町を目指すなら、保育料水準を全体的に引き下げるべきであります。年少扶養控除が廃止されたことによって、保育料が大幅に引き上げられたものであります。さらに、保育料基準を世帯の所得税額から住民税額への変更は保護者の負担を増加させるものであります。第2子半額、第3子以降保育料無料化は、その子が卒園するまで軽減対象にすべきであります。あれこれの条件や特例を設けることはすべきではありません。

さらに、非婚のひとり親をみなし控除対象者として軽減の対象にすべきであります。このことは2013年9月の最高裁判決を受けて、民法が改正されたこともを受けて、各地でみなし控除の適用で経済的支援が広がっております。実施されるべきであります。

行政財産の目的外使用料については、この議会で一定整理をされますが、なぜ町民会館の一部98平方メートル余りを女性の会が女性サロンとして借り受け、目的外使用料は無料とされる。なぜなのか。町民会館の管理運営は民間団体である文化振興協会であります。民間団体が管理運営する施設の一部を女性の会が借り受け、使用料も無料だとすることは行政の越権行為であります。町長が無料だとするのであれば、町が必要な使用料を支払うべきであります。文振協と文書を交わせば、それでよしとするものであります。町の強権活動であると同時に、町民会館内に治外法権のサロンを設け、押しつけるものであり、改めるべきであります。

蒲郡市と幸田町で共同設置し運営をする蒲郡市斎場の使用料は、蒲郡市民の利用と同額とし、蒲郡市よりも幸田町が低い使用料はその水準を維持すべきであります。

自衛官募集の事務委託金は返上されるべきである。安倍政権のもとで安保法制、戦争法を強行成立させた自民・公明政治、それは海外で戦争する国へと憲法を無視して強行する。その先兵が自衛隊であります。自衛隊を変質をさせる、軍隊に。そして、海外で殺し、殺される組織が自衛隊だとするものであります。その自衛隊の自衛官の募集をするのがこの事務委託金であります。特に自衛官適格者名簿の提出を求められても、断固拒否すべきであります。学校現場においても、同様に断固拒否すべきであると提起するものであります。

市町村振興資金交付金2,100万円は、宝くじのテラ銭であります。振興協会基金は400億円を超す積み立てがございます。その一部を市町村の起債財源にあてて、利息稼ぎもしております。年々基金が積み増されていく現状は改めさせるべきであります。市町村振興の名にふさわしく、市町村振興のために交付金を大幅に引き上げることを強く要求すべきであります。

子ども医療費の無料化をさらに前進させるべきであります。義務教育終了から高校卒業まで、18歳まで前進させることが施政方針のさらなる子育て環境の充実した町の実現に近づけることになるものであります。

さらに、学校給食の無料化を実施されるべきであります。町長は、学校給食無料化を政治的に使うべきではないといたしております。しかし、無料化がなぜ政治利用なのか。短絡的で脈絡もない、あるのは町長の感情的な思いといびしきの発露でしかない。議論の経過は明らかになっております。既に無料化を実施している自治体と、今後無料化に取り組む自治体はふえてくる状況下にあります。町長のこの主張や提起は感情を昂ぶらせ、逆切れし、それが何になるのか。それは6年前の町長選挙で相手候補が政策として訴えた給食費無料化だからであります。6年が過ぎようとする今日、いまだに根に持ち、陰湿で根暗の根性の持ち主であることを天下に知らしめるものであります。無料化を実施されるべきであります。

2015年、平成27年度まで声高に叫んでいたプライマリーバランス、財政比率は一転して豹変をしております。これを何と説明されるのか。さらに勢い余って我が町は自転車操業の町だとするに至っては、何を言わんやであります。つまり、その時々気分や感情でこころ変わる町長の心情と感情の持ち主だと天下に知らしめたものではないでしょうか。

次に、歳出に移ります。

安全対策で災害時要支援者情報の活用で、現在の本人手挙げ方式は支援を求める人が手を挙げる方式であります。しかし、視点、観点、発想の転換をすべきであります。本人手挙げ方式は支援を求めない、支援を必要としない人が手を挙げる方式に切りかえる。手を挙げない人は全て要支援者として必要な情報を得て整備する方式に改めるとともに、支援体制を整備、充実する取り組みを提起するものであります。

地域開発促進団体補助金及び三ヶ根駅周辺開発関連調査費は、補助金交付団体はふえても減ることがない、この種の補助金であります。補助金の性格は呼び水であって、際限もなく補助金を交付するものではございません。補助金垂れ流しは改めるべきであります。ぐずぐず言えば補助金候補、それはガス抜きであり、あめ玉発想の補助金行政であると指摘するものであります。

企業立地推進で須美東山開発は民間開発でありながら、町長、副町長、立地監が深くかかわり、進出予定企業、設計業者、不動産業者等が入り乱れて開発同意を供与している実態は社会秩序を無視するものであります。何が何でも企業立地だとする町長の異常なまでの執念のあらわれと指摘できるものであります。社会的秩序を守り、憲法で保障される私有財産擁護が大前提であります。私生活に土足で上がり込む乱暴きわまる開発同意の供与は改めるべきであります。企業立地は町の政策でありながら、その本質、本性をむき出しにし、露呈するがごとくの言動は改めるべきであります。

次世代産業創出に当たって総合戦略策定に関し、内閣府は2014年、平成26年12月27日、しごと創生総合戦略の策定についての通知を出しました。そして、施策の効果などは地方議会の審議も踏まえて必要に応じて改定するもの、このように通知は示しております。一度策定したなら変更できないものではないと内閣府がこの通知で示しているものであります。国の総合戦略が定める政策分野が5つ示されております。その3番目で若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなえられるとして、若い世代の経済的安定を図り、結婚・妊娠・出産・子育てで切れ目のない支援を行い、負担の軽減、保育料の軽減や子ども医療費の無料化拡大、学校給食の無料化に取り組むことが求められるものと例示しております。この通知は、地方議会においては総合戦略の策定や効果検証で十分な審議をすることが要請されているものであります。立地監は政府の通知とは何なのかを全く理解をすることができず、通知とは通知をわかりやすく解説をした手引きなどと同列視するなどの実態は、それは恐ろしい限りであります。通知とは、特定の事項を知らしめる行政庁の行為であって、法律によって一定の法律効果が図られる行政の行為であることを深く理解をすべきであります。

マイナンバーの管理が極めてずさんで、カードを紛失をしたり、番号が漏れる事例が相次いでおります。危険なマイナンバーの実態を広く広報を通じて知らしめる、そして被害から町民を守る、そのためにもマイナンバーの実行性は担保すること、こういう内容であります。

非正規の保育士の報酬、賃金の総額は4億1,600万円余り、まさに異常であります。報酬、賃金を大幅に引き上げるとともに正規保育士の確保を進めるべきであります。

墓地公園調査業務は2015年、平成27年度500万円に続くもので、2015年

度は構想の策定で2016年度は調査業務だとして350万円、2年間で850万円、地域も特定をせず、どんな調査をするというのでしょうか。まさに、この予算もガス抜き予算であります。

定住化を支援をする住宅取得を支援をする政策を具体化すべきであります。議会提出資料に示された共同住宅の実態はまさに恐ろしい内容であります。昨年8月1日現在の総世帯数、戸数は1万4,168戸、うち共同住宅は5,061戸、35.7%を占める実態を直視をし、住宅支援を具体化し、定住促進化を図るべきであります。

農業振興の予算の対応は、その標語は「幸田から全国へ、世界へ」であります。それはまさに町長独特のぶっかけとはったりであります。正確に理解をするならば、「幸田から全国へ、世界へ、そして島原へ」であります。まさに活字が踊り、活字がひとり歩きしている実態がここでも指摘できるものであります。

広田川遊水地利用計画策定委託料200万円で絵を描くことよりも、一日も早い実現で国・県に強力に働きかけるべきであります。ここにも大須賀町長の地に足をつけぬ町政運営の姿が見てとれるものであります。

相見特定区画整理組合への補助金交付は、交付要綱を無視し続けて、特例で補助金を垂れ流してきたものであります。区画整理組合に監査のメスを入れるべきであります。補助金返還は当然であります。当初3億円と言われた返還額が1億円代に、さらに今日では数千万円だと言われております。監査のメスを早急に入れるべきであります。

町営住宅入居基準規則を見直しをし、非婚のひとり親も入居対象に加えるべきであります。2016年10月適用に間に合うように法令改正がされて、子どもの貧困対策として優遇措置対象に加えるように規則改正を急ぐべきであります。

消防で指摘できることは、議会答弁に責任を持つということであります。岡崎市と幸田町が消防指令業務を共同で行うことで、28年度、29年度の2カ年で2億7,772万円を歳入負担額のうち2億2,000万円は幸田町の備品として購入をし、町の備品台帳に記載をし管理するとしたのは昨年9月議会の答弁であります。いまだに町の備品台帳に記載をし管理をすることについての岡崎市との協議がなされておられません。なぜなのか。債務負担額を岡崎市の一般会計に組み入れて、岡崎市が購入する備品の一部を幸田町の備品だとすることは、両市町の議会の議決が必要だからであります。自治法は手続を経れば、両市町の議会議決で幸田町の備品にすることはできるとされております。消防の答弁は、このような手続を経て、町の備品として備品台帳に管理することを念頭にした答弁だと受けとめております。議会答弁に責任を持ち、しっかり対処すべきであります。この9月議会の総務教育委員会での追求に逆切れをした町長は、切腹する覚悟はあると何の脈絡もなく開き直ったものであります。議会答弁はそんな軽いものではなく、議会答弁の誠実な実行を求めるのは、議会として、また議会人として当然の責務であります。黙って見過ごし、黙過するものではございません。

教育費では、町当局の勝手な都合で学校給食食器を変更するものであります。答弁でも多くの保護者は現在の強化磁器食器の使用を求めていることも明らかにされておりますように、初めに食器変更ありきで突っ走り、そのアライづくりで保護者を取り込み、取り繕うというこそくさであります。さらに、給食センターで働く職員に作業改善など

実行性のある取り組みをすべきであります。その取り組みの方法は総務教育委員会で提起をしまいましたが、現場で働く職員に改善提案を制度化し導入して、粘り強く定着するまで取り組むべきであります。

中学生の海外派遣中止は英断であります。リーマンショックを契機に小中学生の修学旅行費報償費を一部カットしたままで、いまだに復元せず、それは保護者負担増の押しつけの悪政を省みないというものであります。保護者負担の軽減に取り組み、さらに海外派遣中止に対応する予算を有効に生かし、修学旅行費の保護者負担の軽減を進めるべきであります。

北部中学校の体育館と武道館の床の波打ち、フロアは早急に改修すべきであります。いつまで放置をされるおつもりなのか。基礎ぐい打ちから抜本的な改修に取り組み、それをしないのは教育環境施設の劣悪さを見ても見ぬふりをするものだと指摘できるものであります。施政方針で示された第1から6までの予算の大要は活字が踊り、ひとり歩きしている内容だと指摘するものであります。

次に、議案番号27 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてであります。まず、第一に指摘することは、国保税が高過ぎて払いたくても払い切れない国保税を払える水準まで大幅に引き下げるべきであります。2014年、平成26年度の決算で見えますと、収入済額8億9,597万円に対して、収入未済額、滞納額は2億400万円で22.8%を占めていることは、いかに重くて払いたくても払い切れない国保税の実態を示すものではないでしょうか。県下の状況を見ても、1人当たりの国税の負担額は10番目に重くて高い。25年度の11番目からワンランク上げての住民負担を推し進め、さらに1世帯当たりの負担額は25年度の7位から6位へとワンランク上げて、堂々の6位の入賞というような重さの実態であります。まずは国保税を払うことのできる水準まで大幅に引き下げるべきであります。

国保税の応益割、応能割負担の比率を見直し、応益割を引き下げ、応益割の個人均等割は人头割と称されるものであります。生きていることを税で証明する悪税であります。また世帯平等割は均等割とダブルで課税されるものであります。個人均等割4万200円、世帯平等割2万9,200円、合計6万9,400円にも達する重さであります。世帯割を廃止すべきであります。さらに応能割の資産割は、生活するに最低限の土地と家を所有するのに容赦なく課税するものであり、廃止を前提に負担の軽減を進めるべきであります。

政府は、2018年、平成30年度から市町村が運営する国民健康保険事業を都道府県化するとしております。その中で打ち出された公費拡充による財政基盤強化策として、2015年度から毎年低所得者対策として保険者支援制度を拡充しております。厚労省によれば、被保険者1人当たり5,000円、幸田町にあっては5,200円の財政改善効果が出るとしております。私は国保の都道府県化に反対するものでありますが、この保険者支援の活用を国保税引き下げで活用をすべきであります。国保税滞納者に対する短期保険証交付という対応であります。短期保険証は限りなく命への危険を、不安を増長するものであります。有効期間を限りなく短い期間の設定はすべきではありません。幸田町はいわゆる悪質滞納者とされる滞納者に対して、資格証明書の交付はしないとされ

ておりますので、引き続き資格証明書の交付はされないように求めるものであります。

次に、議案番号31 平成38年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算及び議案番号32 平成28年度幸田町下水道事業会計予算、この2件を一括して討論をいたします。

2件とも受益者負担金、分担金を課す事業会計であります。そもそも受益とは何なのか。その受益は特別な受益であって、一般的な受益に負担を課してならないというのが高規範の考え方であります。さらに、負担金、分担金は国税通則法によって強制徴収ができるものとされております。負担金を課す具体的な要件は何かという原点、原則は極めて厳格に規定することが求められ、問われている事業会計でもございます。集落排水も下水道も負担金を課す計算式は、集排にあつては工事費について負担を課し、その限度額を定めて徴収をする。下水道にあつては下水道敷設区域の土地で市街化区域と調整区域に区分をし、平方メートル当たりの負担額を徴収するもので、受益とは何なのかの説明、解明もせず、受益と一切関係のない負担金徴収をするという極めて特異で乱暴な徴収方法であります。集落排水と下水道によって得られる受益は特別な受益ではなくごく一般的な受益であって、事業実施によって実現をされる受益はごく一般的な受益だということであります。一般的な受益に強制徴収ができる負担金を課すのは憲法違反であります。なぜなら憲法第3章、国民の権利及び義務として第25条は全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する、このように定め、25条の2項で国は全ての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと定めているからであります。まさに明快にわかりますように、集落排水も下水道もその実施によって実現される受益はごく一般的な受益であって、特別な受益ではなく、その受益を得る権利を有するものであります。その権利の実現に対して、なぜ特別な受益でもなくごく一般的で、しかも事業の実施によって得られる受益は事業実施の目的でもありますから、受益者負担論は成り立つものではございません。国は、地方自治体は、憲法の規定による努力義務が課せられているものであります。この憲法の規定、国民の権利と国、自治体の責務を無視をして、受益者負担金を課す事は到底認められるものではございません。

この2議案、議案番号33 平成28年度幸田町水道事業会計の3件に共通するのが、天下の悪税たる消費税の転嫁であります。もともと消費税は自民党の公約違反の税制であります。さらに自民・公明が来年4月から消費税8%を125%も上げて10%へと強行をするものであります。公明党は軽減税率を一部について導入するとして、公明党の成果なりと宣伝に努めております。これは公明党一流のごまかしであります。軽減などではなくて、一部を現行税率8%に据え置くものであります。参議院選挙を目前に控えて10%への実施を先送りする議論もございますが、選挙が終われば増税政治へまっしぐら突き進むことは明らかであります。さらに、消費税が社会保障充実の財源だとするのまやかしであります。消費税のごくごく一部を投入したら今までの一般財源を引き下げる、こういう悪質でこそくな方法で国民だましを強行しているのも自民・公明の悪政の強行、連立政治の実態であります。この3議案にかかわる消費税転嫁はすべきではございません。ましてや増税したら、即使用料に転嫁するなどほめてのほかである

ことを主張をし、討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、反対討論、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、上程議案25件について、採決をいたします。

採決の方法は、起立によって行います。

採決の順番は、議案番号順といたします。

まず、第4号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案 幸田町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第7号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について、本案に対す

る委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案 幸田町情報公開条例及び幸田町個人情報保護条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第9号議案 幸田町情報公開個人情報保護審査会条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案 幸田町行政不服審査会条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第11号議案 幸田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第12号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第12号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第13号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第13号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第14号議案 幸田町行政財産目的外使用料条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第14号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第15号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例及び幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第15号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第16号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第16号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第17号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第17号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に第18号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第18号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第19号議案 町道路線の認定及び廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第25号議案 平成28年度幸田町一般会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第25号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第26号議案 平成28年度幸田町土地取得特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第26号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第27号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第27号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第28号議案 平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第28号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第29号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第29号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第30号議案 平成28年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第30号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第31号議案 平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第31号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第32号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第32号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第33号議案 平成28年度幸田町下水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第33号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。



日程第3

○議長（浅井武光君） 日程第3、閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件を議題といたします。

会議規則第73条及び第75条の規定により、お手元に印刷配付してあります（案）のとおり、各委員長から所管に関する事項について閉会中も審査及び調査について終了するまで継続し、これを行いたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって委員長申し出のとおり決定いたしました。



日程第 4

○議長（浅井武光君） 日程第 4、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第 7 3 条の規定により、お手元に印刷配付してあります（案）のとおり、防災・減災対策特別委員会委員長から委員における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第 4 5 条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成 2 8 年 3 月 2 日招集された第 1 回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 1 1 時 3 4 分

○議長（浅井武光君） 閉会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成 2 8 年第 1 回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、去る 3 月 2 日から本日まで 2 7 日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず終始熱心に御審議いただき、私どもが提案させていただきました全議案とも可決、承認を賜りましたことを心から感謝と御礼を申し上げます。

成立をいたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受けとめ、十分留意をいたし、町民福祉の増進と今後の町政の進展、推進に生かしてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、7 名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時期を得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

特に、平成 2 8 年度当初予算につきましては、税制改正の影響などにより町税が減少

し、引き続き厳しい財政状況になることが予想されますが、さらなる子育て環境の充実した町の実現に向けて取り組んでまいります。

ここで、2点御報告をさせていただきます。

まず、1点目でございます。人事異動の件でございます。今年度末に18名の職員が退職する予定でございます。これまでそれぞれの立場で努力をしてくれましたことに改めて謝意をあらわしたいと存じます。とりわけその中には部次長級4名が含まれております。長きにわたり勤務いただいた企画部長の大竹広行君、経済環境部長の清水宏君、総務部次長兼税務課長の平松寛昭君、消防次長兼消防署長の本田稔君の4名であります。幸田町民の福祉の増進と幸田町の発展のためにそれぞれの持ち場で行政実務の要として力を発揮していただきました。私といたしましても、心からその功績に謝意を表したいと存じます。

大竹企画部長につきましては、昭和54年に本町の職員として採用され、37年にわたり勤務されて、平成21年には住民課長、平成22年には総務防災課長、平成23年には総務部次長兼総務課長、平成25年には企画部長兼人事秘書課長、平成26年には企画部長として町政の中心的な運営に尽力をしてくれました。

清水環境経済部長につきましては、昭和49年に本町の職員として採用され、42年にわたり勤務されて、平成22年には下水道課長、平成23年には税務課長、平成25年には監査員事務局長、平成26年には環境経済部長として特に農林業、建設分野の進展に尽力してくれました。

平松総務部次長兼税務課長につきましては、昭和56年に本町の職員として採用され、35年にわたり勤務されて、平成25年には税務課長、平成27年には総務部次長兼税務課長として特に本町の税の分野において尽力してくれました。

本田消防次長兼消防署長につきましては、昭和50年に本町の職員として採用され、41年にわたり勤務されて、平成25年には庶務課長、平成27年には消防次長兼消防署長として消防行政の推進に尽力してくれました。

惜別の念は残るわけではありますが、改めてこれまでの長きにわたる努力に謝意を表するとともに、健康に留意をされ、これからも役場の現役職員に対する指導、助言とし、あわせまして一町民として引き続き町政を見守っていただきたいと願っているところでございます。

次に、新年度の4月1日付人事異動でございます。お手元に届いていると思いますが、今回の人事異動は部課等の組織機構の見直しではなく、部長級3名、次長級6名、課長級8名、主幹級11名の異動を行ったほか、先ほど申し上げましたとおり退職者18名に対し新規採用職員は25名とし、これによりまして職員総数は345名となります。人事異動に当たっての基本的な考え方は、効率的な行政運営の円滑な推進に配慮するとともに、若い世代を中心に人口の増加が見込まれている状況に対応するため、子育て支援、教育の充実を重点施策と位置づけ、また防災安全対策の強化など他世代にわたる施策にも配慮しつつ将来にわたり持続可能なまちづくりの推進に資するよう、人事異動を行いました。さらに、名古屋大学の減災連携研究センターと未来社会創造機構、中小企業庁、愛知県防災局及び愛知県市町村職員振興協会への職員派遣を継続して行います。それぞ

れの機関との連携強化を図るとともに、職員一人一人の専門性向上を図ってまいります。私も含めまして職員一人一人がこれまで以上に知恵と工夫を凝らし、常に町民とともにまちづくりを進め、住民の皆様の信頼に応えてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、2点目でございます。今議会におきまして補正予算にてお願いし、御可決、御承認をいただきました緊急支援交付金であります。地方創生加速化交付金8,000万円でございますが、去る3月18日に内示をいただきました。この事業につきましては繰越明許をお許しいただいておりますので、今後事業を進めてまいりたいと思っております。

最後に、議員の皆様方におかれましては、くれぐれも健康には御留意をいただき、新年度をお迎えいただくとともに、さらに町政に対しまして変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ここで、この3月末日に退職されます清水環境経済部長、大竹企画部長、平松総務部次長、本田消防次長の4名から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

〔環境経済部長 清水 宏君 登壇〕

○環境経済部長（清水 宏君） 議長のお許しをいただきましたので、一言退職の御挨拶とさせていただきます。

おかげさまで3月31日をもって定年を迎えます。私は、昭和49年4月1日に奉職いたしまして、当時の産業課土地改良係を皮切りに42年間勤めてまいりました。その年の7月7日、いわゆる七夕豪雨が町を襲いまして、死者も出る大きな災害がございました。数年間はその災害復旧に従事し、徹夜続きの大変な時期もありましたが、やりがいのある仕事でございました。その後は事業課を中心に努めてまいりましたが、主にライフラインの築造に携わってまいりました。しかし、5年前の3月11日に私はこの場にいました。東日本大震災であります。その後、孫を連れ3回東北を訪れましたが、それは想像を絶するもので自然の猛威と人造物がいかに無力であるかを痛感しました。そこで、災害発生時には自助・共助・公助の役割分担の重要性を認識しました。今後は災害発生時に、また平時においても自助・共助の立場で少しでも町のお役に立てるようになる所存でございます。

長いようであつという間の42年間でありましたが、よき上司、同僚にも恵まれたおかげで、また何よりも議員各位の御指導により退職の日を迎えることができました。私は町民の顔が見える、声が聞こえるコンパクトな町、この幸田町が大好きであります。議員各位におかれましても、幸田町が持続可能な町でありますよう、御尽力いただきますよう切にお願いを申し上げます。

最後に、皆様方の御健勝、御多幸、御祈念申し上げまして、甚だ簡単で意は尽くせませんが、退職の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔環境経済部長 清水 宏君 降壇〕

〔企画部長 大竹広行君 登壇〕

○企画部長（大竹広行君） 貴重な時間をいただきまして、まことにありがとうございます。退職に当たりまして、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

私は、昭和54年4月に役場に奉職をしまして、37年間勤めさせていただきました。通算約12年間在籍をしました総務課では議案の作成や発送を担当させていただきました。間違いは許されないということで非常に緊張した日々であったことが今も印象に残っております。大過なく退職の日を迎えることができるのも、議員の皆様を初め先輩、同僚、後輩の御支援、御協力のおかげであると深く感謝申し上げます。

議員の皆様方の御健勝、御活躍と幸田町議会のますますの御発展を心より御祈念申し上げます。まことに簡単ではありますが、御礼の挨拶とさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。

〔企画部長 大竹広行君 降壇〕

〔総務部次長 平松寛昭君 登壇〕

○総務部次長（平松寛昭君） 失礼いたします。退職に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

私は、昭和56年4月に幸田町に奉職いたしまして、今月末まで35年間職員として勤めさせていただきました。その間に10カ所の部署に席をおきました。どの部署におきましてもそれぞれ思い出がありますが、いずれの部署におきましても先輩や同僚、後輩の皆様を支えていただきましたことを深く感謝いたします。そして、議員の皆様にはいろいろな角度から御指導、御鞭撻をいただき、町政の進展とあわせて私自身も成長することができたことに感謝申し上げます。

今、職務を振り返りまして、町のために何ができたろうかと考えております。退職後第二の人生と申しますが、また新しい環境の中で自分なりに社会に恩返しができればと思います。

最後になりましたが、議員の皆様がこれからも健康でますます御活躍くださることを祈念いたしまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。長い間ありがとうございました。そして、これからもよろしく願いいたします。

〔総務部次長 平松寛昭君 降壇〕

〔消防次長兼消防署長 本田 稔君 登壇〕

○消防次長兼消防署長（本田 稔君） 失礼をいたします。貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。退職につきまして、一言御挨拶をさせていただきます。

私は、昭和50年4月に幸田町役場に奉職し、昭和51年9月の消防署の開署、その準備からかかわってまいりまして41年間が過ぎました。41年前、消防の姿に憧れを持ち就職したことを思い出します。当時は何も無いところから始まり、今日まで自分なりに仲間と一緒に一生懸命につくり上げてきた思いであります。議員の皆様には各種の消防行事に御臨席をいただくなど大変御世話になりました。改めて感謝を申し上げます。今後は新天地で引き続き頑張っていきたいと思っております。

最後になりますが、皆様方の御健勝とますますの御活躍を祈念いたしまして、感謝と御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔消防次長兼消防署長 本田 稔君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 退職されます各位におかれましては、長年にわたり町行政に御尽力をいただき、まことにありがとうございました。そして、大変お疲れさまでした。

議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願い申し上げます。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

ここで、1点申し上げます。この後、議会報告会用の写真撮影を行いますので、議員控室にお集まりいただきますようお願い申し上げます。よろしく願いして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成28年3月28日

議 長

議 員

議 員